

日本弁理士会における自治等 の取組に関する報告

平成27年3月
日本弁理士会

I.「日本弁理士会における自治等の取組について」に関する報告 (第5回弁理士制度小委員会(平成25年12月26日開催)において約束した事項に関する報告)

1.会員の処分に関する取組

2.苦情等の受付に関する取組

3.事務所内情報遮断措置(チャイニーズウォール・ルール)に関する取組

4.小規模事務所の事業の継続性の確保に関する取組

5.弁理士ナビの改良等による弁理士へのアクセス改善に関する取組

1.会員の処分に関する取組

取組として約束した事項

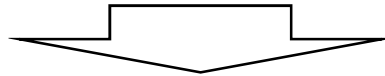
○ 処分事案の公表

現在、会報である「JPAAジャーナル」において、処分対象者の氏名、処分の種類を公表している。これを、処分結果の軽重を問わず、処分対象者の氏名、処分の種類、事案の概要をホームページにおいて公表する。このための会則等の改正を平成26年度末までに行う。

○ 調査、審査組織における外部委員の登用

現在、コンプライアンス委員会の委員として弁理士兼弁護士を登用し、不服審議委員会では弁護士が過半数を構成し、かつ、綱紀委員会、審査委員会は顧問弁護士を擁している。これを見直して学識経験者等の登用を行うために必要な例規の改正を平成26年度末までに行う。

取組の報告



○ 処分事案の公表

- ・ ウェブサイトで、当会会長が行った全ての処分案件に関する「会員の氏名」、「登録番号」、「処分の方法」、「処分の理由の概要」を公表する。公表期間は処分の執行後1年間。(平成27年4月1日から実施)

○ 調査、審査組織における外部委員の登用

- ・ 審査委員会、綱紀委員会に外部委員を登用する。審査委員会の4つの審査部に各1名及び覆審部に2名、綱紀委員会に若干名の外部委員を配置する予定。(平成28年4月1日から実施) ※参考資料1
- ・ 今後、外部の団体等に委員推薦等のご協力をお願い申し上げる予定。

取組として約束した事項

○ 標準処理期間の公表

苦情相談窓口における対応の期間、処分請求を受けてから処分までに要する期間、紛議調停請求から結審までの期間は、それぞれ当会の例規に規定されている。この処理期間を公表してユーザーの目安とする。この公表はホームページにおいて平成25年度末までに行う。

○ 処分等の件数の公表

別紙1に記載した各処分実績を、ホームページにおいて公表する。これは平成25年度末までに行う。



取組の報告

- ・ウェブサイトの「品位保持の取組」に、「苦情申立」、「紛議の調停」、「処分の請求」の標準処理期間を公表。
(平成26年2月) ※参考資料2

(参考)

「苦情申立」＝原則として2か月以内に対応を終了

「紛議の調停」＝原則月1回以上の期日を開催し、4回の期日以内に結審することを目安

「処分の請求」＝6か月以内に調査の結果を出すように努める

- ・ウェブサイトの「品位保持の取組」に、「1. 処分件数(一般事案)」、「2. 処分件数(継続研修未受講)」、「3. 会費滞納による退会処分」、「4. 苦情相談窓口申立件数」、「5. 紛議調停請求件数」に関する過去7年度分の件数を公表。(平成26年2月) ※参考資料3

取組として約束した事項

○ 調査機能の周知による活用の促進

会則は、会長は、会員に処分該当する事実があると思料するときは処分に係る手続を進める義務があることを定めている。一方で、会則は、会員は、他の会員が法若しくは法に基づく命令に違反し、又は会則若しくは会令に違反したと思料するときは、会長に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めるものとする旨を定めており、いわゆる違反行為を見つけた際の会員の申告義務を定めている。また、当会の処分制度は、何人も会長に対し処分請求することができる制度である。すなわち、会員、一般の何人もが会長に対して処分を求めることができる制度となっている。

この情報提供制度、一般ユーザー等からの申告制度の存在を、平成25年度末までにホームページにおいて改めて周知する。

○ その他、会長の関与、処分の量定について

綱紀委員会、審査委員会における調査、処分の様々な手続に会長が関与する。これは、関係人、官公署その他に対して情報の提供、資料の提出を求める必要があるときに会長に要請すべきこと、会長は調査結果を速やかに報告を受け、会長は審査委員会に事案を送致しなければならないこと、審査委員会の決議に異議を申し立てることができることなどである。これは、綱紀委員会、審査委員会の独自の判断に齟齬が起きていないかを確認するチェック機能であって、会長の恣意による判断を介在させるためではないことを申し添えたい。

なお、「弁理士及び特許業務法人の処分に関する運用基準」において公表している処分基準については、今後、ユーザー等のご意見を頂戴することによって処分量定を適宜見直していく。



取組の報告

- ・ ウェブサイトの情報開示のページ中に、「品位保持の取組」のページを新設。「情報提供・違反行為の申告制度」を一般に対して周知。（平成26年2月） ※参考資料4
- ・ ウェブサイトのトップ画面にアイコンを設置している「トラブル相談窓口」から、「品位保持の取組」にリンクを設定し、トラブルに遭遇した方が、申告制度の説明を参照する際のアクセス面を改修。（平成26年2月）
- ・ 処分の運用基準に対するご意見をメールにて受け付け。（平成26年2月）
- ・ 平成26年8月の「弁理士及び特許業務法人に対する経済産業大臣による懲戒処分に関する運用基準」の改訂を受けて、当会の運用基準に「冒認出願への関与」を追加する予定。

2. 苦情等の受付に関する取組

取組として約束した事項

○ 苦情受付機能の強化

弁理士とユーザーとの間でトラブルが発生した場合、当会はユーザーからの苦情、処分請求等の受け付け、トラブル解消に今以上に努める。その第一弾として、12月中旬より苦情受付機能の強化としてホームページのトップ画面に「トラブル相談窓口」のアイコンを配置した。

このホームページ改修に伴い、トラブル解決に向けた予見性を高めるため、「トラブル相談窓口」のアイコンに別紙3に示すように当会のトラブル解決のための制度の概略を掲載した。また、当会に対する苦情申立てに関する申立人の心理的・実務的ハードルを下げるため、従来は電話による受付を基本としていたものを、一定の書式に記入いただく形式へと変更した。

これにより、弁理士とのトラブルに遭遇したユーザーが躊躇することなく当会にアクセスして来ることを期待する。

○ 苦情事例集の発行

当会では、平成24年3月にコンプライアンス委員会において、平成15年度以降に発生した会員に対する苦情事例全体を分析して類型化した「会員に対する苦情事例集(第六集)」を会員に配布したところである。これは、会員に対して、類似事案の発生を未然に防止する効果を期待したものである。

このような事例集の発行を、処分事案についても行うなど会員の啓発に努め、将来に亘って会員に対する注意喚起を行う。

取組の報告

○ 苦情受付機能の強化 ※参考資料5

- ・ ウェブサイトの「トラブル相談窓口」に、トラブル解決のための制度の概略を掲載。(平成25年12月)
- ・ 相談者の心理的ハードルを下げるため、電話の他に「お問い合わせフォーム」に記入する形式(ウェブ入力)を追加。(平成25年12月)
- ・ トップ画面に「トラブル相談窓口」のアイコンを配置した後の同ページへのアクセス件数は、配置前約1.9件/日から配置後約7.8件/日に増加。

○ 苦情事例集の発行

- ・ 平成27年3月から、「会員に関する苦情事例集」の追録を随時作成して、会員に周知する。
- ・ 平成27年4月に、「会員処分事例集(第二版)」の冊子を発行して会員の啓発、注意喚起を行う予定。

3.事務所内情報遮断措置(チャイニーズウォール・ルール)に関する取組

取組として約束した事項

事務所内情報遮断措置(チャイニーズウォール・ルール)に関するご指摘を受けて、コンプライアンス委員会において、事務所内情報遮断措置の明確化について検討し、その結果を踏まえて、平成26年4月末までに会員に周知徹底する。

具体的には、以下の内容を明確化して周知徹底する。

- ① 弁理士が共同する事務所において、所属弁理士の業務の分離、案件記録の分別管理、弁理士・補助者のセクション別管理の確立、セクション専従体制の構築、電話・FAX等の情報通信機器、電子メールを含めたOAシステムについての情報遮断措置の徹底によって、職務上の秘密が事務所、特許業務法人の内部においても開示されず、かつ秘密の共用または漏示を阻止する体制が、依頼者に対する関係と同時に、相手方当事者に対する関係においても明示され、その履行を担保する措置がとられていることが必要であること。
- ② 情報遮断措置が講じられている場合であっても利益相反行為の判断は個別具体的な判断に拠らざるを得ないこと。
- ③ 個別具体的な判断に際しては、事務所内情報遮断措置に関して事務所、特許業務法人内において、(ア)手続が文書化されていること、(イ)弁理士を含めた従業員の業務等に対する社内検査体制が確立されていること、(ウ)内部部門間での情報のやり取りについてのコンプライアンス部門による監視がなされていること、(エ)弁理士を含めた従業員に対して研修等によるトレーニングがなされていること等が判断の基準となること。

取組の報告

- ・ 事務所内情報遮断措置について周知するため、「弁理士倫理ガイドラインの一部改訂」に関するメールを全会員に配信。同時に、会員専用「電子フォーラム」にその内容を掲載。(平成26年4月30日) ※参考資料6
- ・ 弁理士法改正に関する「必修研修」(講師:特許庁職員と弁理士)として、平成27年3月末までに全ての弁理士に対し、情報遮断措置を含む今回の弁理士法の改正内容に関する研修受講義務を課した。平成27年2月末現在では、8,270名が受講済み。
- ・ 必修研修の「倫理集合研修(講師:弁理士)」において、平成26年5月8日から平成31年3月31日までの間に、全ての弁理士に対し「弁理士倫理ガイドライン」等を用いた集合座学による研修受講義務を課した。平成27年2月現在では、1,458名が受講済み。

事務所内情報遮断措置に関する周知メールの骨子(ご参考)

- 弁理士法の一部改正に伴って、特許業務法人・特許事務所の内部において、共有すべき情報と共有してはならない情報とが適切に峻別された上で、管理が徹底されるよう措置を講じ、利益相反行為等の発生を防止するとともに、依頼者等がこれらの存在に関する疑念・不信感を抱くことを防止すること。
- 弁理士が当該業務に関与していなかったことを事後的に証明することは容易ではないため、内部における情報管理の方策として、情報遮断措置を構築することが必要であること。
- 情報遮断措置の具体的な措置の代表的なものを例示するが、実効を担保できるルールを内部において定め、適切に運用する必要があること。
- 弁理士が当該業務に関与していなかったといえるか否かは、個々の事案の具体的状況や具体的な証拠等に基づいて判断されること。
- 情報遮断措置については、単に内部的に措置を講ずるだけでなく、依頼者/相手方に対する関係においても明示されている必要があること。
- 弁理士のみならず事務所員も一体となって対応することが必要であり、弁理士は事務所員等に対する適切な指導・監督、十分な説明を行う必要があること。
- 異動した弁理士は、異動前に所属していた特許業務法人等で関与した業務を異動先に申告すること。
- 弁理士法第31条又は第48条の規定に違反した場合、経済産業大臣による懲戒処分又は弁理士会会長による処分の対象となり得ること。依頼者との関係においては、忠実義務違反として損害賠償責任を負うおそれがあること。

4.小規模事務所の事業の継続性の確保に関する取組

取組として約束した事項

- 「弁理士ナビ」に、「他の事務所との連携状況」、「業務引継(後継者選定状況)」に関する欄を設け、一人事務所の会員に対して届出を促し、届け出のあった会員のみ「弁理士ナビ」の該当欄に記入できるようにする。また、この欄による検索機能を盛り込み、ユーザーの利便性を向上させる。この取組は例規改正と弁理士ナビの改修を伴うため、平成26年度末までに行う。
- 「会員マッチングシステム」を導入して3年であるが、十分な活用がされているとはいえない状況であるため、会員弁理士に対する周知、活用促進を図ると共に、引き続き依頼者に対する責任を全うするための注意喚起を、適宜呼びかけたい。
- 一人事務所を経営する弁理士向けに、(例えば事務所の業務から離れることができる夜間等に)、「事務引継規程」や「会員マッチングシステム」の説明を含む事業承継に関するセミナーを開催することを検討し、適宜実施する。

取組の報告

○ 引継・連携情報の公表

- ・ 弁理士が一人の事務所について、不測の事態に備えて業務の引継に関する情報を公表することにより、ユーザーの利便性向上を図ると共に、弁理士の円滑な連携・引継を促すことを目的として、弁理士ナビに「他の事務所との引継状況(業務の引継について)」欄を新設。(平成27年2月) ※参考資料7
- ・ 対象は、いわゆる一人事務所に限定。
- ・ 情報を登録するためには、当該会員から当会に対する引継内容の届出が条件。

○ 注意喚起等

- ・ 「事務引継規程」、「会員マッチングシステム」の説明を含む事業承継セミナーを、平成27年1月27日大阪、1月28日名古屋、2月19日東京において開催し、会員の注意を喚起。
- ・ このセミナーを録画のうえ、平成27年4月からeラーニングとして全会員に配信する予定。

5. 弁理士ナビの改良等による弁理士へのアクセス改善に関する取組

取組として約束した事項

弁理士ナビ、研修受講歴に関するユーザーからのご意見を反映して、以下の機能追加等の改修を行う。

- ① 研修受講歴による弁理士の検索機能追加を、平成26年度末までに行う。これは、従来、個々の弁理士単位でのみ閲覧できた研修受講履歴に加えて、弁理士に相談することを検討しているユーザーのアクセスを改善するため、研修の内容からその研修を受講した弁理士の検索を可能にするものである。
- ② 研修未受講者を検索できる機能追加を、平成26年度末までに行う。
- ③ 弁理士の講師活動、著作活動の内容を、研修受講歴において開示するための改修を、平成25年度末までに行う。
- ④ 中小・ベンチャー企業、大学等の支援実績に基づく検索を可能とする機能追加を、平成26年度末までに行う。
- ⑤ 任意情報欄に虚偽の情報を掲載した会員は、会則に定める品位保持義務、広告・宣伝違反として処分の対象となる。



取組の報告

- ・ 研修受講歴による弁理士の検索機能を追加。弁理士に相談することを検討しているユーザーが、研修の内容から弁理士を検索できるようにした。(平成27年3月)
- ・ 全ての研修未受講者を検索できるようにした。(平成27年3月)
- ・ 弁理士ナビの研修「受講歴公表ページ」に、「講師活動」、「著作執筆活動」を追加。(平成26年2月)
- ・ 「中小・ベンチャー企業、大学・TLOの支援意思の有無」による検索機能に加えて、「中小・ベンチャー企業、大学等の支援実績の有無」による検索機能を追加。(平成27年2月) ※参考資料8

Ⅱ.弁理士制度小委員会報告書「弁理士制度の見直しの方向性について(平成26年2月)」における提言を受けて、自主的な取組を行った事項に関する報告

1.秘匿特権に関する取組

2.ワンストップサービス実現に関する取組

3.中小企業支援のための活動と研修に関する取組

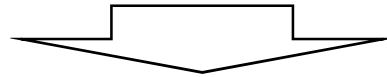
4.弁理士の実務能力等向上のための研修に関する取組

1.秘匿特権に関する取組

報告書で提言された事項

(1)秘匿特権が認定されるための業務ガイドラインの策定(35頁)

米国では、近年、我が国の弁理士について秘匿特権の適用を認めた裁判例が続いている。米国の裁判における日本の弁理士への秘匿特権の適用の確実性をより高めるため、米国の判例で示された判断基準に従い、秘匿特権が認められるような各企業内・事務所内での体制作りを行うことが重要であると考えられる。そのための日本弁理士会による自主的な取組として、例えば、会がガイドライン等の形式で会員に周知する等の手段を検討することが適切と考えられる。



自主的な取組の報告

- 全弁理士に対して、秘匿特権が適用されるための書簡等に付記するコンフィデンシャル表示の例文を提供して、その付記を促した。(平成27年1月)
- 平成27年度は、ガイドラインの策定を目標に、秘匿特権を認めた判例を解析し、日本の弁理士に秘匿特権が認められる条件を検討して会員周知を図る方向で検討中。

2.ワンストップサービス実現に関する取組

報告書で提言された事項

○ ワンストップサービスの実現について(40～41頁)

弁理士が応じることができる相談の範囲を明確化しつつ、弁護士をはじめとした他の士業とも適切に連携する体制を整えることも含めて、知的財産相談に係るワンストップサービスを実現することにより、企業等があまねく知的財産を戦略的に活用できるようにするための環境整備を行うことが適切であると考えられる。

自主的な取組の報告

○ 中小企業診断士との連携

① (一社)中小企業診断協会と「知的財産を活用した企業経営による産業振興のための協力に関する協定」を締結。(平成26年4月)) ※参考資料9

・中小・ベンチャー企業の知財マネジメントについて経営の視点も含め、総合的に支援するためのネットワークを構築したい当会と、中小企業の経営課題に知的財産を含めた診断・助言も行いたい中小企業診断協会とが連携・協力することにより、今まで以上の中小企業支援を実現することが目的。

② 日本弁理士会各支部が、協定を具体化するために、地域ごとの中小企業診断(士)協会との覚書締結に取り組んでいる。2月末現在、覚書を締結した地域は、29都道府県の中小企業診断(士)協会。

③ 覚書に基づく啓発、セミナー等の活動

- ・平成26年8月から10月にかけて、(一社)愛知県中小企業診断士協会主催の理論政策更新研修「中小企業の知財戦略支援」(計3回)に弁理士の講師を派遣。参加者は中小企業診断士延べ338名。
- ・平成26年8月23日に、(一社)高知県中小企業診断協会主催の理論政策更新研修「中小企業の知財戦略支援」に弁理士の講師を派遣。参加者は中小企業診断士50名。
- ・平成26年12月3日に、(一社)愛媛県中小企業診断士協会と合同セミナー「二つの視点から学ぶブランディング」を開催。参加者は弁理士4名、中小企業診断士12名。
- ・平成27年3月2日に、(一社)大阪中小企業診断士会と研修会「中小企業連携支援フォーラム～知財マネジメント支援の実践と連携のあり方～」を開催。参加者は弁理士35名、中小企業診断士20名。

3. 中小企業支援のための活動と研修に関する取組

報告書で提言された事項

○ 日本弁理士会の支援活動等について(48頁)

日本弁理士会は、中小企業向けセミナーや無料相談会、出願等支援制度など会が行っている中小企業支援事業の更なる拡充を図るとともに、これらの活動を通じ、弁理士への中小企業支援マインドの醸成を図ることとしている。また、減免制度や補助金制度など中小企業への各種支援制度について、現在、会内の知的財産支援センターや各支部が中心となって取りまとめ・整理しているものを、今後は弁理士がこれらの制度により精通し活用するよう、関係機関の担当者を講師とした研修などの拡充も図ることに取り組むとしている。これらの早急な具体化がまず必要であると考えられる。

○ 研修の内容面について(56頁)

一方、継続研修については、研修の実施主体である日本弁理士会から、…(中略)…②地域・中小企業対応のため減免制度や補助金制度などの中小企業支援制度に関する研修を拡充すること、…(中略)…などが提案されている。

自主的な取組の報告

○ 日本弁理士会の支援事業の見直し

- ・ 平成27年度に特許出願等援助制度(経済的事情で出願が困難な中小企業等を対象に、特許・実用新案・意匠出願に関する費用を日本弁理士会が負担する制度)の予算を増額する予定。
- ・ 平成27年度に新たな地域知財活性化施策として、「弁理士知財キャラバン(仮称)」を立ち上げる予定。弁理士を全国各地の中小企業に派遣する訪問型支援により、知財戦略・知財経営の重要性に気づきを与え、知的財産の積極的活用を促進する。

○ 地域・中小企業に対応するための減免制度、補助金制度に関する研修の実施

- ・ 特許庁職員、弁理士を講師として、「中小企業に対する支援制度」研修を開催。

(平成26年11月 東京、平成27年3月 東京・大阪・名古屋)

- ・ この研修会の資料として、「助成金制度の利用ガイド」を作成すると共に、12月に全弁理士及び全国57か所の「知財総合支援窓口」に配布。 ※参考資料10

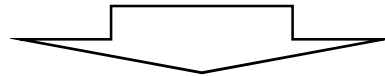
4.弁理士の実務能力等向上のための研修に関する取組

報告書で提言された事項

○ 研修の内容面について(56～57頁)

一方、継続研修については、研修の実施主体である日本弁理士会から、①グローバル対応のため外国の法律や運用等に関する研修を拡充すること、…(中略)… ③実務能力の向上のため明細書作成などのより実践的な研修やベテラン弁理士によるOJTなどの機会を増加させること、などが提案されている。

これらを踏まえて、専門技術分野の能力、中小企業等のニーズを満たすための多角的な能力の修得、及び外国制度の知識と実務経験・コミュニケーション能力の向上については、日本弁理士会が既に行っている継続研修の研修内容を拡充し、模擬裁判(審判の口頭審理等含む。)などの座学ではない実践的な手法の導入やOJTの強化などにより担保することが適切であると考えられる。



自主的な取組の報告

○ グローバル対応に関する研修(平成26年4月～平成27年2月の間に、約70件の研修を実施)

ー以下は実施した研修の例ー

- ・「国際知的財産権侵害訴訟における発展と問題点」(講師: 弁護士、各国判事(米・独・中・日))平成26年4月11日(京都151名)
- ・「IP戦略とIPライセンス関連ー弁理士の役割ー(外国を含む)」(講師: 各国弁理士(日・米・韓・ベルギー))平成26年4月12日(京都104名)
- ・「中国専利権侵害判定基準の新発展及び専利書類作成への影響」(講師: 元 中国最高人民法院知的財産法廷長)平成26年5月12日(東京122名)
- ・「米国特許セミナー ～当事者系レビュー(IPR), 許可付与後レビュー(PGR)の日本企業・日本弁理士にとっての実際的かつ戦略的な対処法・利用法～」(講師: 米国特許弁護士)平成26年5月15日(大阪他89名、大阪以外の地域はテレビ会議接続)
- ・「PCTに関する最近のトピックス」(講師: WIPO職員)平成26年6月6日(東京94名)、6月9日(名古屋19名)、6月10日(大阪64名)
- ・「マドリッド制度における手続の概要(管理実務)」(講師: WIPOコンサルタント)平成26年6月13日(名古屋19名)、6月19日(大阪49名)、6月27日(東京104名)

(グローバル対応に関する研修(続き))

- ・「日米欧中対応PCT明細書一日セミナー「各国における法令、審査基準、判例、実務のレビュー」」(講師:米・欧・中・日の各国弁理士)平成26年7月11日(大阪他、午前の部159名、午後の部146名、大阪以外の地域はテレビ会議接続)
- ・「米国特許制度の現状と展望」(講師:元米国特許商標庁長官等)平成26年7月14日(大阪92名)、7月15日(東京321名)
- ・「中国商標法の改正概要と実務上の留意点について」(講師:中国弁理士)平成26年7月31日(東京他162名、東京以外の地域はテレビ会議接続)
- ・「ドバイを中心とする中東における模倣品対策」(講師:在ドバイ日本国総領事館調査員)平成26年10月1日(東京113名)
- ・「欧州特許出願(統一特許)とドイツ特許出願における実務比較セミナー」(講師:欧州・ドイツ特許弁理士)平成26年10月20日(大阪他76名、大阪以外の地域はテレビ会議接続)
- ・「東南アジア特許実務と進出企業の留意点」(講師:弁理士(インドネシア在勤))平成26年10月29日(東京他187名、東京以外の地域はテレビ会議接続)
- ・「中国現地駐在員が行う知財マネジメント」(講師:元本田技研工業(中国)投資有限公司 知識産権法務部長他)平成27年2月13日(東京 126名)
- ・「近年の日本企業関連の判例を含む、インド特許法と実務の最近の動向」(講師:インド弁理士)平成27年2月17日～19日(東京・大阪・名古屋 94名)

○ 実務能力向上に関する研修(平成26年4月～平成27年2月)

- (1) 「弁理士育成塾」を開講して、少人数制のOJTに近い研修を実施し、ベテラン弁理士の明細書作成の技を新人弁理士に伝承。(東京・大阪・名古屋、平成26年度63名)
- (2) 商標実務者養成講座(初級)において、受講者が作成した調査報告書や意見書に対して、ベテラン弁理士の講師による添削・講評を実施。(平成26年9月～12月(全4回)、東京・大阪 77名)
- (3) 新人研修に実践科目「発明者から発明のポイント等を引き出すためのヒアリング術」を新設し、「模擬面接」演習を実施。(東京・大阪・名古屋 130名)
- (4) 著作権実務者養成講座において、著作権実務者として必要な知識を身につけることを目的として、実際の裁判例を用いた演習中心の研修を実施。(平成26年9月～12月(全5回)、東京 37名)(平成27年1月～2月(全5回)、東京 39名)
- (5) 付記弁理士実務研修・演習(特許侵害訴訟シミュレーション講座)として、特許侵害訴訟事件を疑似的に経験できる演習中心(起訴状、答弁書、原告準備書面の起案と模擬相談)の研修を実施。(平成26年9月～12月(全4回)、東京 20名)

○ コンサルティング能力向上に関する研修(平成26年4月～平成27年2月)

- (1) 弁護士・弁理士、弁理士、中小企業診断士による研修「士業間連携知財コンサルフォーラム～中小企業への知財コンサルに向けて～」を開催(平成26年9月1日、東京 77名)。
- (2) 日本弁理士会「知財経営コンサルティング委員会」による演習型「知財経営コンサルティング研修」を開催(平成26年12月～平成27年2月、大阪・福岡・名古屋・金沢・東京・広島・札幌 93名)。
- (3) 日本弁理士会「知財ビジネスアカデミー」では、企業に最適な知財戦略を提案・アドバイスすることができる人材を育成するため、各種講座を毎年開催。以下は、平成26年度の講座。) ※参考資料11

「企業における知的財産戦略支援ゼミ」(東京、大阪)(各全6回)

「経営基礎コース」(東京、大阪)(各全7回)

「経営戦略演習(ケーススタディ)」(東京、大阪)(各全5回)

「知的財産契約実務セミナー」(東京)(全6回)

「知財実務の法律マスターセミナー」(東京)(全6回)

「知的財産戦略演習」(東京)(全6回)

「情報解析」(東京、大阪)(各全4回)

「知的財産調査戦略」(東京、大阪)(各全6回)

日本弁理士会における
自治等の取組に関する報告

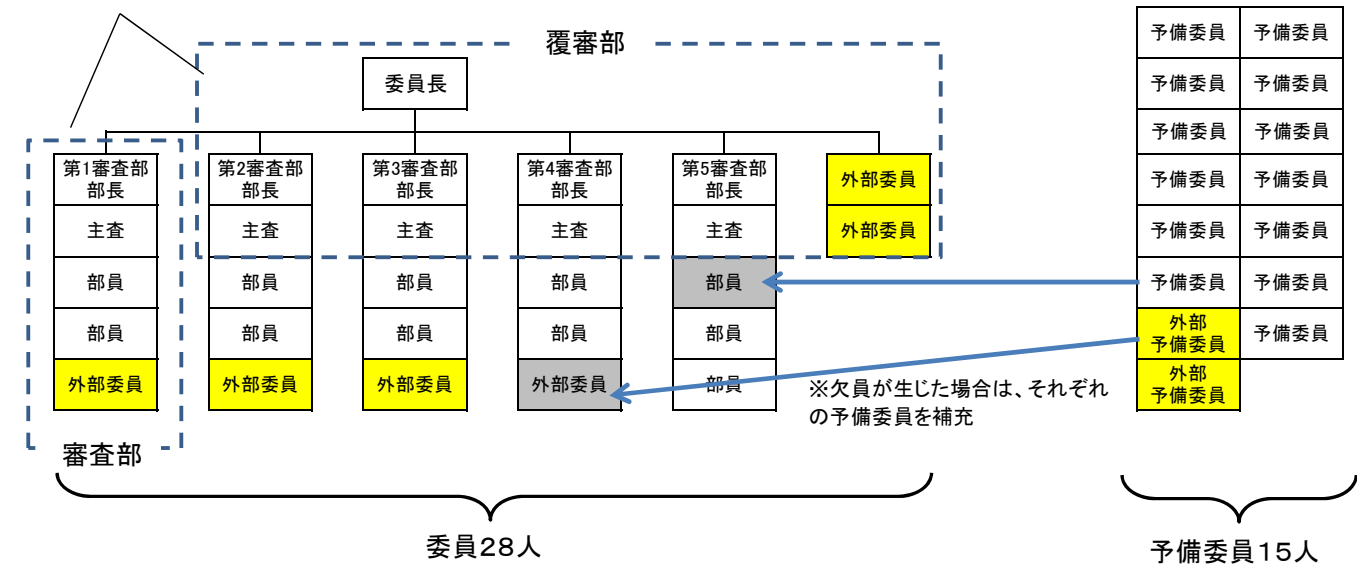
(別紙) 参考資料集

日本弁理士会

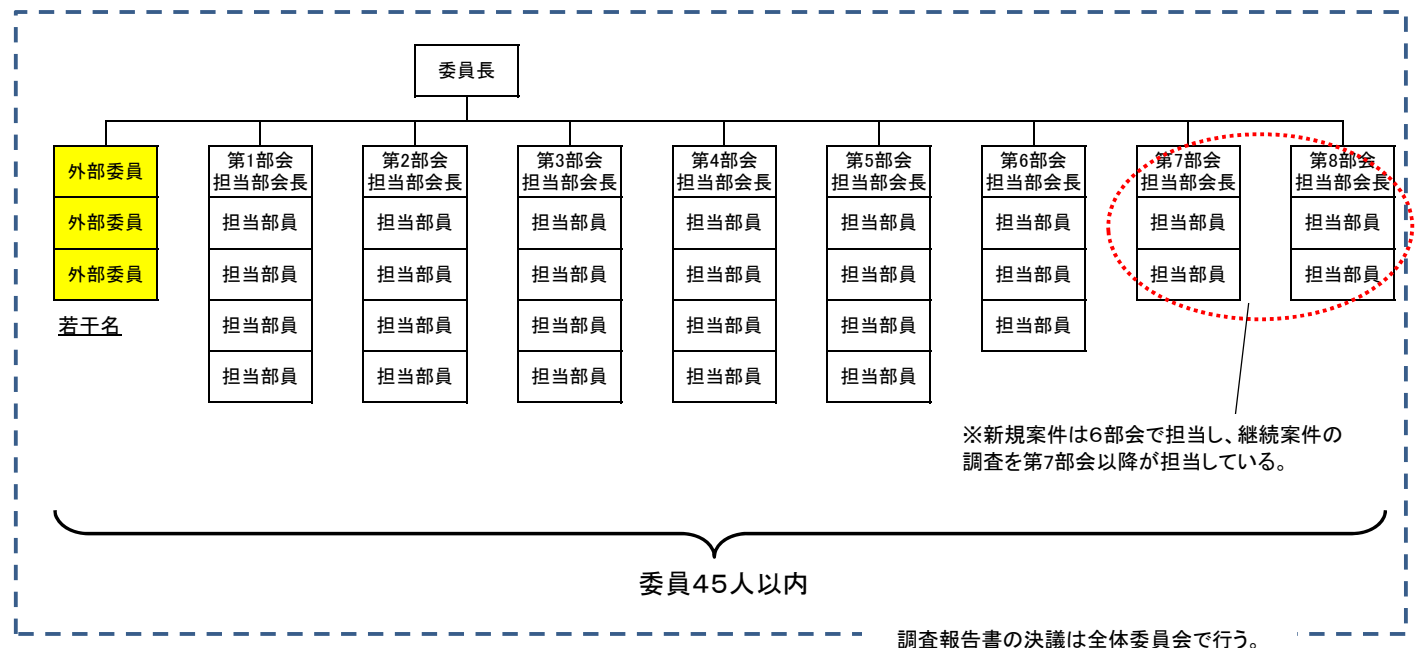
外部委員登用のイメージ図

■審査委員会(第1審査部に事案の送致がされた場合)

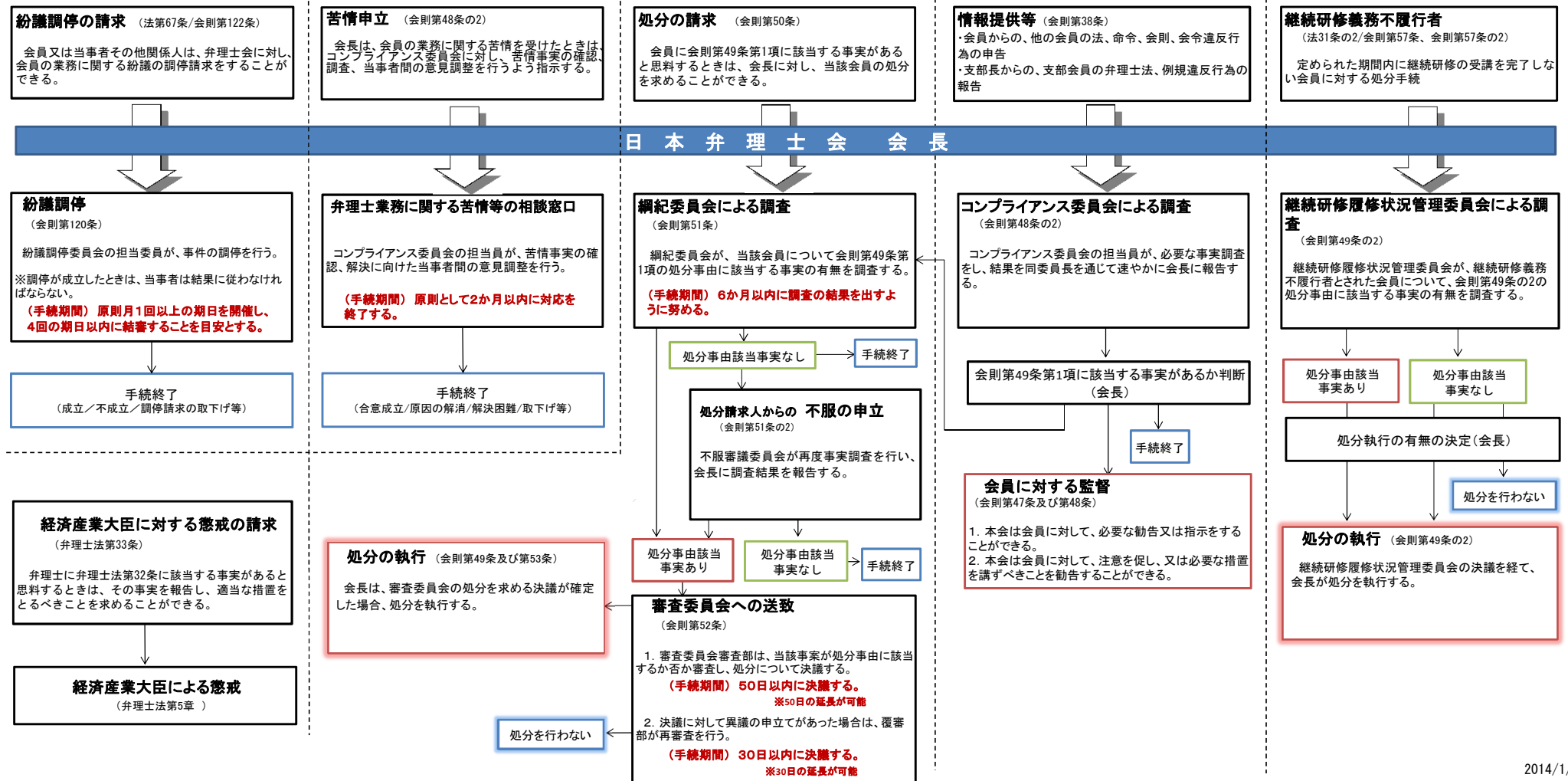
※審査決定書の決議は各審査部、覆審決定書の決議は覆審部で行う。



■綱紀委員会



日本弁理士会会則等に基づく会員の処分等手続フローチャート



処分、苦情申立等の件数

平成27年1月31日

1. 処分件数(一般事案) (注)事案調査の関係で、処分請求があった年度と処分した年度が異なる場合がある。

平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
処分請求件数		8	処分請求件数		14	処分請求件数		4	処分請求件数		9	処分請求件数		16	処分請求件数		8	処分請求件数		8
処分件数		2	処分件数		1	処分件数		1	処分件数		1	処分件数		1	処分件数		2	処分件数		1
(内 訳)	戒告	1	(内 訳)	戒告	0	(内 訳)	戒告	0	(内 訳)	戒告	0	(内 訳)	戒告	0	(内 訳)	戒告	0	(内 訳)	戒告	0
	会員の権利停止	1		会員の権利停止	0		会員の権利停止	1		会員の権利停止	2		会員の権利停止	1						
	経済産業大臣に 対する懲戒請求	0		経済産業大臣に 対する懲戒請求	0		経済産業大臣に 対する懲戒請求	0		経済産業大臣に 対する懲戒請求	0		経済産業大臣に 対する懲戒請求	0						
	退会	0		退会	1		退会	0		退会	0		退会	0						

2. 処分件数(継続研修未受講) (注)事案調査の関係で、調査した年度と処分した年度が異なる場合がある。

平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度								
調査対象件数			調査対象件数			14	調査対象件数			13	調査対象件数			11	調査対象件数			14	調査対象件数			29	調査対象件数			24
処分件数			処分件数			0	処分件数			8	処分件数			1	処分件数			5	処分件数			30	処分件数			29
(内 訳)	戒告		戒告		0	戒告		8	戒告		1	戒告		5	戒告		23	戒告		13						
	会員の権利停止		会員の権利停止		0	会員の権利停止		0	会員の権利停止		0	会員の権利停止		0	会員の権利停止		7	会員の権利停止		16						
	経済産業大臣に 対する懲戒請求		経済産業大臣に 対する懲戒請求		0	経済産業大臣に 対する懲戒請求		0	経済産業大臣に 対する懲戒請求		0	経済産業大臣に 対する懲戒請求		0	経済産業大臣に 対する懲戒請求		0	経済産業大臣に 対する懲戒請求		0						
	退会		退会		0	退会		0	退会		0	退会		0	退会		0	退会		0						

3. 会費滞納による退会処分

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
2	0	0	2	1	4	0

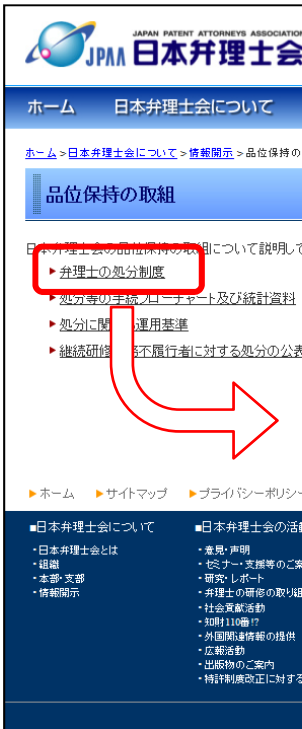
4. 苦情相談窓口 申立件数

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
25	26	23	16	10	21	20

5. 紛議調停請求件数

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1	0	2	1	1	1	1

情報提供・違反行為の申告制度の一般周知



弁理士の処分制度

弁理士は、公共性の高い職種であるため、弁理士が業務を適正に遂行せず弁理士法に違反した場合や弁理士としてふさわしくない重大な非行があった場合には、行政処分として経済産業大臣による懲戒制度が用意されています。一方、日本弁理士会においても、会員である弁理士を指導・監督する自治規範として、日本弁理士会会長(以下「会長」といいます。))による処分制度を整えています。

処分制度の概要

弁理士は、弁理士法や日本弁理士会の会則などに違反したり、弁理士としてふさわしくない重大な非行があった場合で、日本弁理士会の秩序又は信用を害したときは、処分を受けます(会則第49条)。処分の方法は次の4つです。

1. 戒告
2. 2年を限度とする会員に与えられた権利の停止(※総会の議決権及び役員・選挙権・被選挙権の停止、日本弁理士会の設備の使用制限、会務活動への参加制限等の処分です。)
3. 経済産業大臣に対する懲戒の請求
4. 退会(※弁理士の登録が抹消されます。)

また、弁理士は、社会の様々な変化に対応し、依頼者の信頼を得られるように、資質を向上するための研修(継続研修)の受講が法律で義務付けられており、相当の理由なく継続研修を受講しない場合は、処分を受けることになります(会則第49条の2)。

▶ [処分、苦情申立等の件数\(PDF\)](#) 

なお、特許業務法人についても弁理士に準じた処分制度があります。

処分請求の手続について

弁理士について、処分事由に該当する事実があると思料するときは、会長に対して処分を求めることができます(会則第50条)。処分請求があったときは、綱紀委員会に対して処分事由に該当する事実の有無を調査するよう請求します。会長は、綱紀委員会から調査の報告を受けて、「処分事由に該当する」と判断した場合は、審査委員会に送致して処分の方法を決定します。なお、審査委員会は、執行部から独立した組織として事案の審査を行います。会長が「処分事由に該当しない」と判断した場合、処分を請求した者は、不服審議委員会に対して再調査を求めることができます。なお、不服審議委員会は、委員の過半数が外部の委員(主に弁護士)によって構成されています。

審査委員会で弁理士の処分の方法が決定されたときは、会長が処分を執行します。処分することが相当でないとする議決がされた場合、処分は行われません。審査委員会の決定に不服がある場合は、異議申立てを行うことができます。

処分請求は書面(処分請求書)によって行います。この手続は、経済産業大臣への懲戒請求手続と同じく、関係者に限らず誰でも行えます。また、経済産業大臣への懲戒請求手続とこの手続を並行して行うこともできます。この場合、それぞれが独立して手続及び判断を行うことになります。

- ▶ 「処分請求書」の様式など詳細については「トラブル相談窓口」にご相談ください。
- ▶ 手続フローチャート及び標準的な手続に要する期間については、こちら「[日本弁理士会会則等に基づく会員の処分等手続フローチャート\(PDF\)](#)」をご覧ください。
- ▶ 弁理士及び特許業務法人に対する処分の基準については、こちら「[弁理士及び特許業務法人の処分に関する運用基準\(PDF\)](#)」をご覧ください。

情報提供・違反行為の申告制度

日本弁理士会は、広く一般から弁理士及び特許業務法人の違反行為に関する情報を受付けていますが、さらに次のような制度を有しています。

- ▶ 会長は、弁理士の違反行為に関する情報等に接し、その弁理士について処分に該当する事実があると思料するときは、綱紀委員会に対して自ら調査を請求する義務を負っています(会則第51条第1項)。
- ▶ 日本弁理士会の各支部の支部長は、支部地域の弁理士に弁理士法又は日本弁理士会の例規に違反する行為があると思料するときは、速やかに会長に報告しなければならないこととされています。
- ▶ 日本弁理士会の会員は、他の弁理士が弁理士法若しくは弁理士法に基づく命令に違反し、又は会則若しくは会令に違反したと思料するときは、会長に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることとされています(違反行為の申告(会則第38条))。

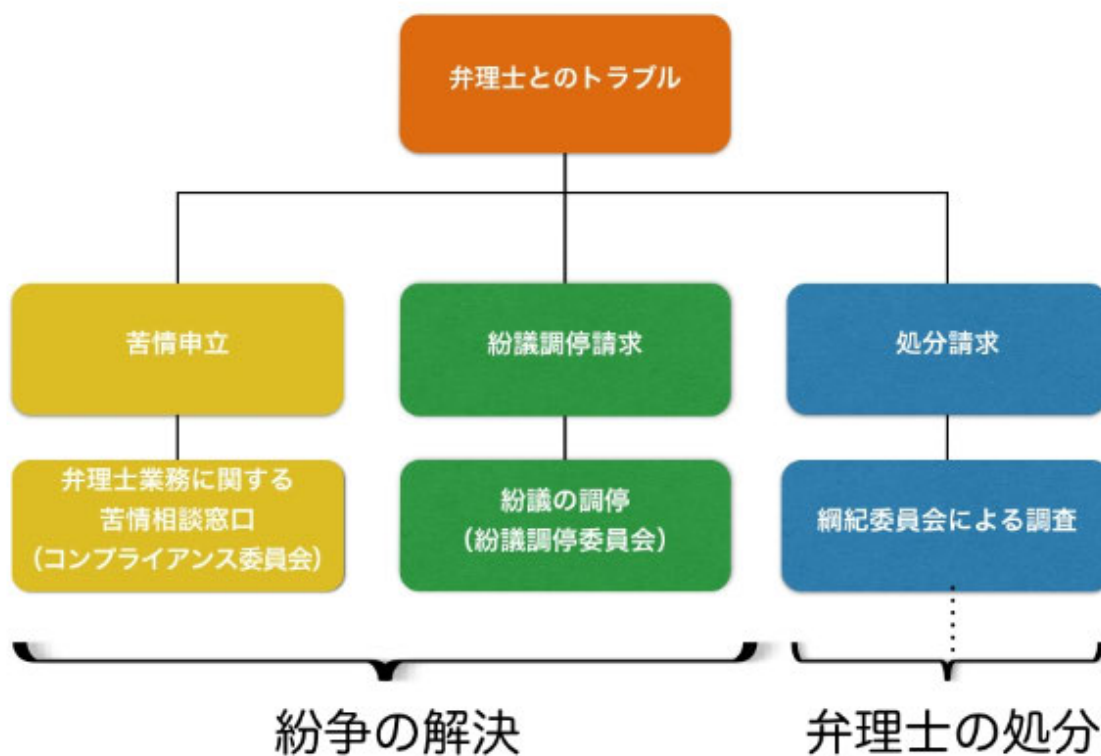
[ホーム](#) > [弁理士に依頼するには](#) > [トラブル相談窓口](#)

トラブル相談窓口

弁理士とトラブルになったら

弁理士の業務に関する苦情、不満など、依頼者と弁理士との間でトラブルが生じた場合、日本弁理士会には次のような制度があります。

- ▶ [弁理士業務に関する苦情等相談窓口\(苦情申立\)](#)
- ▶ [紛議の調停](#)
- ▶ [処分の請求](#)



- ▶ [お問い合わせ](#)

▶ 弁理士業務に関する苦情等相談窓口(苦情申立)

弁理士の業務に関する苦情等について迅速かつ柔軟に対応するために「弁理士業務に関する苦情等相談窓口」を設置しています。苦情相談窓口は、依頼者と弁理士とのトラブルが発生した場合の入口(最初の窓口)としての機能も果たしています。苦情相談窓口ではコンプライアンス委員会に所属する実務経験豊富な弁理士が、当事者双方から事情を伺い、問題点の整理を行ったうえで、当事者の歩み寄りの可能性、妥当な解決方法等について、公平な立場で対応・検討します。

▶ 紛議の調停

出願等の手続は、依頼者と弁理士の間の信頼関係によって行われますが、万が一、両者の間にトラブルが生じたような場合、日本弁理士会では申立てによって紛議の調停を行うことがあります。

申立てを受けると、当会の紛議調停委員会が事実関係の調査を行い、調停を行うことを相当と認めたときは、この委員会が公平な立場から調停にあたります。

紛議の調停では、当事者双方の歩み寄りによる問題解決を基本としながら、紛議調停委員会による一定の権限のもと(調停出頭義務、調停結果に従う義務)、厳格な手続によって調停が行われます。

▶ 処分の請求

弁理士に、弁理士法若しくは日本弁理士会の会則等の違反、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があると考えられる場合は、誰でもその弁理士に対する処分を日本弁理士会の会長に求めることができます。処分の請求があったときは、綱紀委員会が当該事案を調査し、当該弁理士について処分事由に該当する事実が認められる場合は、さらに処分に係る手続が行われます。

日本弁理士会の処分制度の詳しい内容は[情報開示-品位保持の取組](#)をご覧ください。

▶ お問い合わせ

WEB	お問い合わせフォーム ※ WEBでお問い合わせいただいた方には、追って日本弁理士会の担当者よりご連絡のうえ、詳しいご説明をします。
TEL	03-3519-2716(日本弁理士会 会員課 直通)

弁理士倫理ガイドラインの一部改訂についての会員周知(会員専用電子フォーラム)

弁理士倫理ガイドラインの一部改訂について

掲載作業者:事務局情報室 明石

担当機関名:執行役員会

掲載(更新)日時: 14/04/30 18:53 (871) 回

平成26年4月30日

会員各位

会長 古谷 史旺

弁理士倫理ガイドラインの一部改訂について

ご案内のとおり、平成26年4月25日、国会において、弁理士法の一部改正案が可決・成立し、知的財産に関する専門家としての弁理士の使命が規定され、これまで以上に社会的責任の重さを自覚した行動が、弁理士に求められることとなりました。

また、いわゆる利益相反規定の一部(弁理士法第31条第6号及び第7号、同法第48条第3項第5号及び第6号)が緩和されました。

具体的には、これまでは、以前に特許業務法人に所属していた弁理士は、その期間内に当該法人が取扱った事件について、当該法人から異動した後も取り扱うことをすべて一律に禁止されていましたが、今回の改正により、取り扱うことを禁止される事件の範囲が、以前に特許業務法人に所属していた期間内に自ら関与した事件に限定されることとなりました。このことは、各特許業務法人・特許事務所において、利益相反行為等を防止し、また利益相反行為等の存在に関する依頼者等の疑念を招くことを防ぐ方策を講じることが求められるということです。

このような観点から、「弁理士倫理ガイドライン」の一部を改訂し、会員専用電子フォーラムに掲載しましたので、会員各位におかれては、ご確認のうえ、事務所において適切な情報管理の方策を講じてくださるようお願いいたします。

「弁理士倫理ガイドライン」改訂のポイント

1. 日常的に依頼者の秘密情報を扱っている弁理士にとって、秘密の管理は、対外的な漏えい防止のみならず、特許業務法人・特許事務所の内部においても共有すべきでない情報の峻別と管理を徹底して利益相反行為等を防止し、また利益相反行為等の存在に関する依頼者等の疑念を招くことを防ぐ必要がある。そのための方策としての情報遮断措置(チャイニーズウォール)について、ガイドライン「第3章 事務所経営関係」に解説を加えた。
2. 今回改正された利益相反行為に関する規定(弁理士法第31条第6号及び第7号、同法第48条第3項第5号及び第6号の趣旨等)についてガイドライン「第4章 顧客対応関係」、「(3) 弁理士が行い得ない業務」で解説した。
3. チャイニーズウォールの措置に実効性を持たせるため、所属弁理士及び事務所員等の使用人に対する経営者(特許業務法人の社員や事務所経営弁理士)の指導監督についてガイドラインに明記するとともに、必要な指導監督を怠っていたことが、経営者自身の会則違反等又は重大な非行にあたり、会の信用または秩序を害したと認められる場合には処分の対象となる場合があり得ることを明記した。

添付: 弁理士倫理ガイドライン(改訂版)

以上

添付資料

 弁理士倫理ガイドライン_改定版20140430.pdf(571k)

引継ぎ状況検索画面(弁理士ナビ セミクイック検索)

セミクイック検索

検索ワードを入力し、検索条件を選択してください。

検索ワード

検索

検索条件

検索方法

☒ 弁理士

☒ 登録番号

☐ 名前

☐ 名前(カナ)

☐ 専門分野/技術分野/取扱分野

☐ 他の事務所との引継状況
(業務の引継ぎについて)

☐ 研修受講履歴

☒ 事務所

☐ 事務所

☐ 事務所所在地

☐ 電話番号

☐ 専門分野/技術分野/取扱分野

☐ 他の事務所との引継状況
(業務の引継ぎについて)

☒ AND検索

☐ OR検索

Copyright(c) Japan Patent Attorneys Association, All Rights Reserved.

9

中小企業等支援実績・研修受講歴検索画面(弁理士ナビ マルチ検索(弁理士))

マルチ検索(弁理士)

項目に関する説明

検索したい項目のみ入力してください。

検索

リセット

名前	※入力例：弁理士太郎
ヨミガナ	※入力例：ベンリシタロウ
弁理士登録番号	☒ 一致 ☐ 以上 ☐ 以下 ※半角数字5桁
弁理士登録年月日	--年-- 年 --月-- 月 --日-- 日 ☒ 一致 ☐ 以前 ☐ 以降
通算登録期間	0 年 0 ヶ月 ☒ 以上 ☐ 以下
特定侵害訴訟代理業務の付記の有無	☐ 有
特定侵害訴訟代理業務の付記年月日	--年-- 年 --月-- 月 --日-- 日 ☒ 一致 ☐ 以前 ☐ 以降
事務所名	※部分一致
事務所所在地	都道府県 ▼ ※全角で入力してください ※丁番は「---」形式で入力してください
事務所の主・従の別	主・従の事務所両方 ▼
資格取得事由 ※複数選択可能 (OR検索)	☐ 弁理士試験合格 ☐ 特許庁事務従事 ☐ 弁護士となる資格 ☐ 試験委員登壇 ☐ 高等試験 全て選択 リセット
弁理士の就業形態	--就業内容-- ▼
事務所所在地エリア外の出張	☐ 可
出張可能地域	都道府県 ▼
専門分野	※部分一致 ☒ AND検索 ☐ OR検索 スペース区切りの複数キーワードを入力することで、AND検索又はOR検索できます。 キーワード例 特許・実用新案 意匠 商標 外国特許 外国商標系 関税法 回路配置 特定不正競争 著作権 契約関係 争訟 種苗法 外国意匠系
技術分野	※部分一致 ☒ AND検索 ☐ OR検索 スペース区切りの複数キーワードを入力することで、AND検索又はOR検索できます。 キーワード例 生活用品 事務機器 材料加工機械 精密機械 生産・組立機械 一般機械 マイクロ構造 技術 ナノ技術 運輸 熱機関 物流 包装・容器 土木建築 制御 メカトロ コンピュー ター(ハード) ソフト 情報処理 通信 電気・電子回路 半導体 電気材料 電気機器 民 生電気製品 情報通信機器 光学 計測 無機化学 有機化学 高分子 生物 薬学 バイ オ 電気化学 金属 非金属材料 農水産 食品 飲料 繊維・紙製品 プラント 医療・福 祉 ビジネスモデル 品種登録
訴訟経験 ※複数選択可能 (OR検索)	☐ 侵害訴訟 ☐ 審決取消訴訟 ☐ ADR機関仲裁・調停代理 全て選択 リセット

弁理士の取り扱い業務	※部分一致 ☒ AND検索 ☐ OR検索 スペース区切りの複数キーワードを入力することで、AND検索又はOR検索できます。 キーワード例 発明相談 商標相談 意匠相談 審査・審判手続に関する相談 発明・商標・意匠・審査・審判手続以外の相談 先行技術調査 先願・先登録調査 国内出願 国外出願 知財価値評価 登録業務 年金管理 ライセンス・契約 講師・社内教育 知的財産戦略コンサルティング その他コンサルティング 鑑定 権利侵害判断のための調査(特許・実用新案) 権利侵害判断のための調査(意匠) 権利侵害判断のための調査(商標) 権利侵害判断のための調査(不正競争)
中小・ベンチャー企業、大学・TLOの支援意思有無 ※複数選択可能 (OR検索) 全て選択 リセット	☐ 中小・ベンチャー支援意志有 (☐ 実績有) ☐ 大学・TLO支援意志有 (☐ 実績有)
弁理士以外に有する資格 ※複数選択可能 (OR検索) 全て選択 リセット	☐ 弁護士 ☐ 司法書士 ☐ 行政書士 ☐ 技術士 ☐ 税理士 ☐ 公認会計士 ☐ 社会保険労務士 ☐ 土地家屋調査士 ☐ 測量士 ☐ 篆刻師 ☐ 情報処理技術者 ☐ その他
大学・大学院・短期大学・高等専門学校名	
出身学校都道府県	--高校-- --中学校-- --小学校--
実務経験年数 ※複数選択可 (OR検索) 全て選択 リセット	☐ ~5年 ☐ 6~10年 ☐ 11~20年 ☐ 21年以上
著作論文	☐ 有
ホームページ	☐ 有
研修受講履歴	
研修受講履歴 分野	☐ 弁理士実務全般 ☐ 特許・実用新案 ☐ 意匠 ☐ 商標 ☐ 知財訴訟 ☐ 条約 ☐ 周辺法 ☐ 民法・民事訴訟法 ☐ 外国法 ☐ ビジネス ☐ 先端イノベーション ☐ その他 ☐ (予備)
研修受講履歴 研修名	 ☒ AND検索 ☐ OR検索 スペース区切りの複数キーワードを入力することで、AND検索又はOR検索できます。
受講形態(研修期間ごと)	☐ 前研修期間未受講 未受講者を検索対象から除外する機能ではありません。絞り込みの際にご注意ください。
受講形態(必須科目未受講)	☐ 必須科目未受講 未受講者を検索対象から除外する機能ではありません。絞り込みの際にご注意ください。
検索 リセット	

知的財産を活用した企業経営による 産業振興のための協力に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、日本弁理士会（以下「甲」という。）と一般社団法人中小企業診断協会（以下「乙」という。）とが企業経営に関する支援及び知的財産に関する支援に関し、相互に協力すると共に、弁理士と中小企業診断士とが相互の知識を交換して相互の能力を高め、もって我が国の産業の発展に貢献することを目的とする。

(協力事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的・合意のもとに、次に掲げる事項を協力して実施するものとする。

- (1) 甲又は、乙が主催する事業の相互支援
- (2) その他、甲又は乙が必要と認める事業

2. 甲と乙は、日本弁理士会の各支部と各県の中小企業診断士協会との連携を推進するものとする。

(覚書きの交換)

第3条 前条第2項の甲の各支部と各県の中小企業診断士協会との連携にあたっては、両者覚書きを交わし、その詳細を定めるものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定書締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3月前までに双方で合意した場合は、同じ条件でさらに2年間延長するものとし、それ以降についても同様とする。

2. 本協定は、前項の期間が満了したとき、又は双方若しくは一方が解約を申し出、甲及び乙が協議の上、合意が得られたときのいずれかにより終了するものとする。

(その他)

第5条 本協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項並びに本協定の各条項、解釈に疑義が生じた場合には、甲乙が信義則にのっとり協議して決定するものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書2通を作成し
甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成26年（2014年）4月21日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目4番2号

日本弁理士会

会 長 古又史旺

乙 東京都中央区銀座一丁目14番11号

一般社団法人中小企業診断協会

会 長 福田尚好

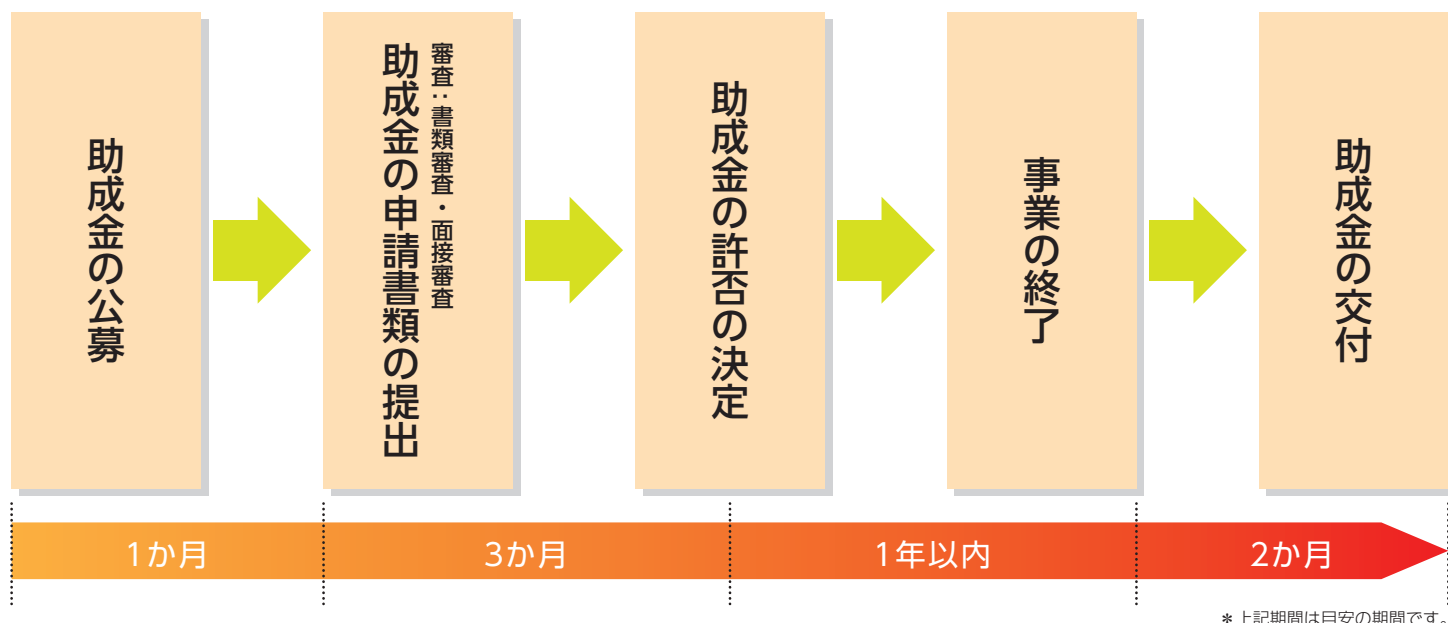
— 知って得する知的財産権の取得活用術! —

助成金制度の利用ガイド



知的財産権は、知的な活動を通じて創作された創作物、営業上の標識などを保護する権利であり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権などを含みます。様々な団体・機関が知的財産権の取得・活用のための費用の一部を負担する助成金制度を設けています。是非、この「助成金制度の利用ガイド」を参考にして助成金制度を積極的に利用してみてください。

助成金制度を利用するための手続の流れ



助成金制度の種類は？

- 特許、意匠、商標などに関する助成金制度が設けられています。
- 調査・分析に関する費用（先行技術調査、侵害調査など）の助成金制度が設けられています。
- 国内出願、外国出願に関する助成金制度が設けられています。
- 知的財産に関するコンサルティング費用の助成金制度が設けられています。



助成金制度の利用事例

あなたが特許出願を弁理士に依頼した場合に、特許権を取得するまでに必要な費用の一例

① 弁理士に対する出願代理費用（弁理士によって異なります。）	X 円
② 特許庁に納付する出願料	1万5千円
③ 特許庁に納付する審査請求料（請求項が「5」の場合）	約14万円
④ 特許庁に納付する特許料（1年～3年分）（請求項が「5」の場合）	約1万円

上記③④については、一定の条件を満たす場合、**1/3に軽減**されます。

（*例えば、産業競争力強化法第75条が適用される場合。中小・ベンチャー企業や小規模企業等が主に対象になっています。）

上記①～④については、助成の対象期間内に要した費用の**1/3～2/3程度**が助成されます。

あなたはどの助成金制度を利用できるか知っていますか？

あなたの住所またはあなたの会社の所在地で利用できる助成金制度が異なります。

①都道府県や市町村などの地方自治体が実施している助成金制度

●日本弁理士会「助成制度調査結果」

都道府県、市町村、区などが実施している助成金制度の情報を提供しています。

日本弁理士会 助成制度調査結果

検索

URL : <http://www.jpaa.or.jp/?p=2363>

日本弁理士会「助成制度調査結果」のページで、あなたの住所またはあなたの会社の所在地の地域エリアをクリックしてください。利用できる助成金制度が探せます。



●ミラサポ

中小企業庁委託事業として中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイト
都道府県、市町村、区などが実施している助成金制度の情報を提供しています。

URL : <https://www.mirasapo.jp/index.html>

●中小企業基盤整備機構(中小機構)「資金調達ナビ J-Net21」

助成金制度の情報を都道府県単位で検索できます。

URL : <http://j-net21.smrj.go.jp/srch/navi/index.jsp>

●公益財団法人が実施している助成金制度

例：東京都中小企業振興公社 東京都知的財産総合センター 「外国出願費用助成事業」
千葉市産業振興財団 「特許等取得支援事業」

日本弁理士会「助成制度調査結果」において一部の公益財団法人が実施している助成金制度の情報を提供しています。



②全国すべての地域が対象の助成金制度等

●特許庁「審査請求料及び特許料等の軽減・免除制度」

個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、審査請求料と特許料(第1年分から第10年分)及び国際出願に係る調査手数料等の納付について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。

URL : <http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

●日本弁理士会「特許出願等援助制度」

日本弁理士会が特許出願等で必要となる費用の全部または一部を負担する制度

URL : <http://www.jpaa.or.jp/?p=794>

●国が実施している助成金制度

上記ミラサポは国が実施している助成金制度の情報を提供しています。

例：特許庁「外国出願補助金」

農林水産省「知的財産保護・活用推進事業」

中小企業庁「戦略的基盤技術高度化支援事業」

●その他、日本貿易振興機構(JETRO)が実施している助成金制度などがあります。



知的財産に関するアドバイスを受けたときは？

①日本弁理士会の無料相談

日本弁理士会及びその支部(北海道、東北、北陸、関東、東海、近畿、中国、四国、九州)において無料相談会を随時実施しております。

②知財総合支援窓口

中小企業等が経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開までの知的財産に関する悩みや相談を、窓口支援担当者がワンストップで受け付けます(全国57カ所に設置)。

窓口支援担当者が、ヒアリングを通じて経営課題を把握し、その課題に対応した知的財産活動を無料でご提案します。

URL : <http://chizai-portal.jp/>

日本弁理士会 東京(本部)

日本弁理士会 知的財産支援センター事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目4番2号 弁理士会館

TEL:03-3519-2709 FAX:03-3519-2706

地下鉄銀座線 虎ノ門駅より 徒歩5分

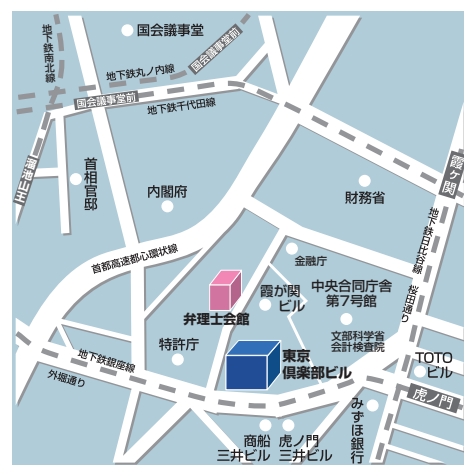
地下鉄千代田線・日比谷線・丸ノ内線 霞ヶ関駅より 徒歩7分

地下鉄千代田線・丸ノ内線 国会議事堂前より 徒歩7分

東京倶楽部ビル

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-6 東京倶楽部ビルディング14階

電話:03-3581-1211 FAX:03-3581-9188



支 部

北海道支部

〒060-0807 北海道札幌市北区北七条西4-1-2 KDX札幌ビル3階

電話:011-736-9331 FAX:011-736-9332

URL:<http://jpaa-hokkaido.jp/>

東北支部

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙台北町ビル5階

電話:022-215-5477 FAX:022-215-5478

URL:<http://www.jpaa-tohoku.jp/>

北陸支部

〒920-8203 石川県金沢市鞍月2-2 石川県繊維会館2階

電話:076-266-0617 FAX:076-266-0618

URL:<http://www.jpaa-hokuriku.jp/>

関東支部

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2 弁理士会館

電話:03-3519-2751 FAX:03-3581-7420

URL:<http://www.jpaa-kanto.jp/>

東海支部

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル8階

電話:052-211-3110 FAX:052-220-4005

URL:<http://www.jpaa-tokai.jp/>

近畿支部

〒530-0001 大阪市北区梅田3丁目3番20号

明治安田生命大阪梅田ビル25階

電話:06-6453-8200 FAX:06-6453-8210

URL:<http://www.kjpaa.jp/>

中国支部

〒730-0016 広島県広島市中区鞆町13-14 新広島ビルディング4階

電話:082-224-3944 FAX:082-224-3945

URL:http://www.jpaa-chugoku.jp

四国支部

〒760-0019 香川県高松市サンポート2-1

高松シンボルタワー・サンポートビジネススクエア2階

電話:087-822-9310 FAX:087-822-9311

URL:<http://jpaa-shikoku.jp/>

九州支部

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目1番1号 福岡朝日ビル8階

電話:092-415-1139 FAX:092-415-1169

URL:http://www.jpaa-kyusyu.jp

[ホーム](#) > [日本弁理士の活動](#) > [セミナー・支援等のご案内](#) > 知財ビジネスアカデミー

知財ビジネスアカデミー

知財ビジネスアカデミーでは、弁理士と外部人材の交流研修をすることにより、実践的なビジネスマインドを加味したスキルアップができる講座を開講しています。

No.	講座名※1	開講期間	回数	形態	講師	受講料 (税込)	申込※2
1	<u>企業における知的財産戦略支援ゼミ</u> (大阪) 	5/23～8/1	全6回	ゼミ	弁理士 丸島儀一	35,900円	募集終了
							募集終了
							<u>受講規約</u> 
2	<u>企業における知的財産戦略支援ゼミ</u> (東京) 	10/2～ 12/11	全6回	ゼミ	弁理士 丸島儀一	35,900円	募集終了
							募集終了
							<u>受講規約</u> 
3	<u>経営基礎コース</u> (大阪) 	6/4～9/17	全7回	セミナー	「経営職」 育成スクール CICOM-IS L 講師陣	33,000円	募集終了
							募集終了
							<u>受講規約</u> 
4	<u>経営基礎コース</u> (東京) 	6/25～10/8	全7回	セミナー	「経営職」 育成スクール CICOM-IS L 講師陣	33,000円	募集終了
							募集終了
							<u>受講規約</u> 
5	<u>経営戦略ケーススタディ</u> (東京) 	9/16～ 11/12	全5回	セミナー	「経営職」 育成スクール CICOM-IS L 秦 充洋	40,000円	募集終了
							募集終了
							<u>受講規約</u> 
6	<u>経営戦略ケーススタディ</u> (大阪) 	10/7～ 12/18	全5回	セミナー	CICOM BRAINS 仙 石 慎太郎	40,000円	募集終了
							募集終了
							<u>受講規約</u> 

7	情報解析(大阪) 	10/25、 11/15	全4回	セミナー	CICOM BRAINS 野口 昭彦	40,000円	募集終了
							募集終了
							受講規約 
8	情報解析(東京) 	11/5～ 12/17	全4回	セミナー	CICOM BRAINS 野口 昭彦	40,000円	募集終了
							募集終了
							受講規約 
9	知的財産契約実務 セミナー 	11/20～ 12/18	全6回	セミナー	弁護士・弁理士 高橋雄一郎	20,000円	募集終了
							募集終了
							受講規約 
10	知財実務の法律マ スターセミナー 	1/8～2/12	全6回	セミナー	弁護士・弁理士 高橋雄一郎	30,000円	募集終了
							募集終了
							受講規約 
11	知的財産戦略演 習 	1/14～3/25	全6回	セミナー	金沢工業大 学大学院教 授 等	48,000円	募集終了
							募集終了
							受講規約 
12	知的財産調査戦略 (大阪) 	1/31～2/28	全6回	セミナー	ランドンIP合 同株式会社・ 日本事業統 括部長 野崎 篤志 等	48,000円	募集終了
							募集終了
							受講規約 
13	知的財産調査戦略 (東京) 	2/21～3/21	全6回	セミナー	ランドンIP合 同株式会社・ 日本事業統 括部長 野崎 篤志 等	48,000円	募集終了
							募集終了
							受講規約 

※1 講座の開催日等の詳細につきましては、シラバスをご確認ください。

※2 日本弁理士会会員以外の方は「一般申込」よりお申込みください。